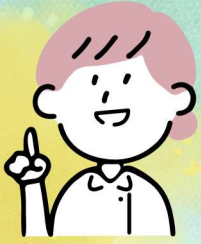


芦屋市産婦健康診査費助成事業のご案内



令和8年4月1日から

産婦健康診査の費用助成を開始します。

出産後間もない時期のお母さんは、身体的にも精神的にも大きな変化を経験します。お母さんと赤ちゃんの健康を守り、安心して産後を過ごすために、産婦健康診査を受けましょう。芦屋市では産婦健康診査の費用の一部を助成します。

対象となる方

1. 令和8年4月1日以降に、産婦健康診査の受診が可能な方
2. 産婦健康診査日時時点で芦屋市に住民票のある産婦の方

助成額と助成回数

1回5,000円を上限に受診2回まで助成します。

健診内容

母体の身体回復状況の確認を行います。

1. 問診(生活環境、授乳状況、育児不安、既往歴等)
2. 診察(悪露、子宮復古状況、乳房の状態等)
3. 体重・血圧測定
4. 尿検査(蛋白・糖)
5. エジンバラ産後うつ病質問票など

※ 上記以外や、保険適用となる検査・治療、赤ちゃんの健診は助成対象外です。

助成方法

1. 助成券をご利用の場合

STEP1

こども家庭・保健センター
で助成券の申請



STEP2

医療機関等を受診



STEP3

助成券・エジンバラ産後うつ病
質問票を医療機関等へ提出

(母子健康手帳申請時に同時に行います)

- ※ 1回の健診につき助成券は1枚使用できます。
- ※ 健診費用が額面を超える場合は、その差額は自己負担となります。
- ※ 兵庫県内であっても、助成券を使用できない医療機関・助産所がありますのであらかじめ医療機関等にご確認ください。

2. 助成券を使用できない医療機関等で産婦健康診査を受診の場合
健診費用を自己負担いただいた後、助成(償還払い)の手続きを行ってください。

(裏面「償還払いの手続きについて」をご覧ください)

